

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会  
電力・ガス基本政策小委員会 第51回制度検討作業部会

日時 令和3年5月26日（月）15:00～17:02

場所 オンライン開催

## 1. 開会

### ○事務局

では、準備が整いましたので、ただ今から総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会第51回制度検討作業部会を開催いたします。

委員の皆さま方におかれましては、ご多忙のところご出席いただき誠にありがとうございます。本日もこの状況下に鑑みまして、前回に引き続きウェブでの開催とさせていただきます。

それでは、早速ですが議事に入りたいと思いますので、以降の議事進行は横山座長にお願いをいたします。

### ○横山座長

横山です。聞こえますでしょうか。

### ○事務局

聞こえます。大丈夫です。

### ○横山座長

ありがとうございます。

## 2. 説明・自由討議

### (1) 非化石価値取引市場について

### ○横山座長

それでは、皆さま、本日は大変お忙しいところご参加いただきまして、ありがとうございます。本日は、議事次第にもございますように、非化石価値取引市場についてご議論いただきまして、それから2021年度夏季および冬期の電力需給の見通しと対策についてということのご報告をいただきたいというふうに思います。

それでは、まず議題の1番、非化石価値取引市場についてということで、資料3につきまして事務局よりご説明をよろしくお願いたします。

### ○小川電力基盤整備課長

電力基盤課長の小川です。

それでは資料3、非化石価値取引市場についてというところでご説明したいと思います。

まず、1枚目になります本日のご議論というところで、前回は再エネ価値を取引する市場、それから、従来と同じく高度化法に基づく市場という2つの市場に関しての論点についてご議論いただきました。

今回は、特に高度化法の関係の市場、こちらは今年の8月から今年度分の取引を開始するということを踏まえて、本日は中間目標設定の考え方、あるいは最低・最高価格の水準、監視の在り方などについてご議論いただければと考えております。

資料、まず前半は2020年度の取引状況というところで、少し飛びますが、スライド5ページをご覧くださいと思います。

2020年度分のオークションでいいますと、最終回が5月に行われました。赤枠で囲っておりますのが2020年度、第4回というところで、左が再エネ指定なし、右が再エネ指定ありになっております。

まず約定価格を見ていただきますと、左側の再エネ指定なしのところでは、これまで2回よりも若干下がって、1.0円キロワットアワー、それから、再エネ指定ありのほうは再エネ指定なしよりも低くなりまして、0.9円という形になっております。

一方、約定量はそれぞれ約30億、それから23億というところで、再エネ指定なしのほうは売り札と同数、売れ残りはなかったわけですが、再エネ指定ありのほうでいいますと、売り札35億に対して約定23億ということで、12億ほど売れ残ってきたという結果となっております。

2020年度全体については、次の参考にありますけれども、特に2月に行われたところでの再エネ指定ありのところは106億キロワットアワーを超えて、トータルでもそれまでに比べると大きく伸びている。これは2020年度から中間目標が導入されたことに伴うものというふうに考えております。

以上が市場での取引でありまして、非FIT証書に関しては市場外での相対取引も行われておりますので、その実態はなかなか分からないところがあるんですけども、今回、本日中間目標などをご議論いただくに際しての参考として、事業者アンケートを行いました。スライド8ページ目になります。

この5月に、資源エネルギー庁から対象事業者、小売りの事業者54社に対してアンケートを行っております。その結果につきまして、この後ご紹介していきたいというふうに思います。

まず、9スライド目になりますけれども、左下の円グラフ、これが市場での調達比率になります。非FITの非化石証書、市場での、先ほどご紹介したオークションで購入する場合と相対で購入する場合とあるというところで、各事業者にも幅を持った形で聞いてみたところ、市場調達比率が1割以下、円グラフで言うと、この青いところ、右半分が、10%以下という答えがおおよそ半数になっております。大部分を市場外で調達というところと、一方で、左の緑のところ、32%とあるのは、こちらは逆に市場での調達が8割以上という

ところでありまして、そういった意味で、二極化といいましょうか、大部分をもう市場からという事業者と、ほとんど市場外でという事業者と分かれているなというのがこの市場調達の実態になります。

また、この市場外、相対取引について、価格帯も聞いております。この価格の切り方はかなり恣意(しい)的ではあるんですけども、0.2円から0.3円刻みで聞いてみたところ、市場での価格が黄色の1.1から1.3円という状況で、これとほぼ同じというのが黄色の部分、半数あまりという形になっております。一方で、市場の実勢価格よりも少し低い価格である0.7から1.0円というふうな割合が右上、足すと、合計で3割ぐらいありました。

ただ、この点につきましては、特に相対取引につきましては、電気とセットで価格付けが行われるということで、市場での取引価格と離れて特に安く取引しているとか、そういうことでは必ずしもないという点は注意する必要があるかと思っております。ただ、こういったアンケートなどに基づくと、少し市場での取引価格と、あと、少し違う価格帯での取引も行われている可能性があるというのが、この9スライドになります。

続きまして、10スライド目になります。円グラフが3つ並んでおります。

まず、一番左は相対取引における再エネ指定の割合ということでありまして、左側の黄色いところ、8割以上再エネ指定ありで調達しているというのが半数ありました。

それから、今度、真ん中、2020年度中間目標の義務をどれぐらい達成しているかというところ、これは、5月にアンケートを実施していますのでもう結果はほぼほぼ見ている段階ではありますけれども、その段階で、真ん中の円グラフでいいますと、100%を超える、左上の緑の部分が25%であります。すでに20年度分の100%を超えていますというのが25%を占めております。一方で、この円グラフの右上、20~40%ですというのも、27%というところでありまして、かなり達成状況は分散しているなという印象です。

それから、一番右の円グラフでありますけれども、証書の活用率という形でお示ししております。購入した証書をさらに再エネメニューとして需要家に販売できているかというところと言いますと、青くなっている部分が96%、そういった割合は30%以下ですということでありまして、証書を買っている小売事業者としては、それを十分に需要家に訴求できていないという状況が見えてくるかと思えます。

以上がアンケートの結果になります。

こういった証書の取引状況を踏まえまして、今回、本日は、まずは2021年度の中間目標値についてご議論いただければと思います。スライド13になります。

2021年度の中間目標値というものは、この作業部会におきましても昨年11月にご議論いただきまして、外部調達必要量というもの、2020年度は約9%だったものを、今度は11%という形で定めております。ただ、これはそれまでの制度が変わらないということを前提に決めたものでありまして、その後の制度見直しの議論を踏まえまして、この2021年度の中間目標値を改めてご議論いただく必要があると考えております。

特に大きく変わるという点では、証書の供給量、これまではFITの証書と非FITの

証書とあったわけですが、F I T証書というのがこの高度化法の義務達成に使えなくなるとい整理をする中で、新しい目標値についてどう考えていくかというのが今回のご議論になります。

3つ目のポツでありますけれども、その点、ご議論いただくに際しましては、中間目標値、2020年度から入った目標値の継続性といった点や、外部調達に必要な量をどのように設定するかによって、小売りの事業者間で公平性が崩れないようにすることが重要と考えているところであります。

少しスライドを飛ばしまして、まず16のスライドをご覧くださいと思います。

今回中間目標値を考えるに際しては、新しい制度の下での証書の需給を見ていってはどうかと考えております。そういった観点から、2021年度の、まずは証書の供給総量というのを推計しているのが、2つある表のうちの上の部分になります。

まず、表の左にAとあるのが証書の供給の想定量ということでありまして、これは2021年度の供給計画、全発電事業者が提出している供給計画から取ってきております非化石の比率といひましようか、総量ととっていただければと思います。日本全体で2,400億キロワットアワー相当ということになりまして、この中に再エネ、それから原子力といったものが含まれているということになります。

続きまして、この表のBですけれども、これらのうち、内部取引、具体的には18スライドに少し説明がありますけれども、各社が内部取引に使える量というのが定められておりまして、そこの推計値を除きますと、約1,800億キロワットアワーというのが出てきます。これが市場、あるいは相対を通じて出てくる供出量、供給量と試算されるところで、16スライドでいいますと、次にCというF I T想定量、今は全体の電力総量の10%を超えてきていますけれども、約1,000億キロワットアワーが想定されておりますので、これを引きますと、非F I Tの証書の供給量というのが約750億キロワットアワーある、これが2021年度の想定される、需給でいいますと供給の部分になります。

続きまして、需要のほうをどう考えるか、ここが目標値の設定に左右されるところであります。16スライド下の表でいいますと、まず一番左に需要の想定量、これも供給計画から全体の量が定まっております。これに対して内部調達の比率というのを掛けていくといった場合にどれぐらいの数値になるかというのが、ここ、16スライドでの値になっておりまして、8%、7%、6%と、ずっと数字が下がっていくにつれて、需要量が若干下がっていくという形になっております。

今回ご議論いただきたいのは、まさにここの水準をどこに置くかによって、需給でいいますと、想定される供給750億に対して需要をどのレベルに置くか。需要のレベルを低く抑えると、供給が多いわけですから、需給が緩みますし、逆に、ここの需要を、購入必要量を高くしていきますと、需給が厳しくなりまして、価格は上昇する形になる、そういう関係性にあるとご理解ください。もちろん供給も需要も、特に需要に関しては、必ずしも2021年度で全て購入する必要がない中で、いろいろと変わり得る要素はあるわけですが

ども、基本的な構造としての需給がこういった形で、16 スライドに示しております。

それを踏まえまして証書の需給バランスというのを見た場合に、19 スライドになります。

下の表といたしましょうか、数字が並んでいるところをご覧いただければと思いますけれども、想定される供給量が 750 億というところ、そこに、先ほど試算しました需要量に、さらにプラス 200 億キロワットというのをしております。これは、19 スライドの下の注部分に書いてあります。想定されています、20 年度、昨年度購入されなかったと推定される約 200 億というのを足しております。

その結果、外部調達比率というのは、8%、7%、6%と変化させていくにつれて、想定される 21 年度の需要量というのが 890 億、800 億、720 億と変わっていく。そうすると、ここの四角で囲いました需給の比率が、例えば 6%としますと、およそ需要と供給が 1 対 1 になるという点、それから、この外部調達比率というのをどんどん下げていきますと需要が減っていきまして、需要と供給の関係、供給が、例えば 4%の場合ですと 1.3 万円になると、そういう関係にあります。

こうした中で、どういうふうに考えていくかというのをまとめたのが 20 スライドになります。

まず、証書の供給総量約 750 億キロワットアワーということでありまして。それに対して需要、特に外部調達比率をどこに定めるかといったときに、19 スライドの数字で見ますと、1 つは、この 6%というのが需給がバランスする水準ということになることを踏まえて 6%を基本として考えていってはどうかというところでありまして。他方、いろいろと考慮すべき要素、例えば供給量がどう変わり得るか、あるいは需要に関しても変化し得る点、この辺をどう見るかによって、この 6%を軸にしつつ、この前後で、どこかで、次回ですけれども 21 年度の目標値というものを定めていければいいかなと考えております。

以上が、まず 1 つ目、中間目標値についてであります。

続きまして、今度は最低価格と最高価格になります。

スライドでいいますと 22 をご覧いただければと思います。

非 F I T のこれまでの取引でいいますと、最低価格というのはなかったわけですが、今回、制度を大きく変えるに際して、事業者、特に発電事業者から見た場合の予見可能性というのを一定程度確保していくことは重要と考えております。今後、中期的には需給によって価格というのが決まっていくわけですが、時限的にはこういった最低価格というのを設けておくというのも重要と考えておりまして、その水準についてご議論いただくということ、それから、最高価格、これまではあまり意識されていなかった現行 4 円という最高価格についても考えていく必要があるという点であります。

まず、最低価格ですけれども、25 スライドをご覧いただければと思います。

3 つ目のポツですけれども、事業者の予見可能性を損なわないようにという点、そういった趣旨からすると、4 つ目になりますけれども、現行の取引水準を参照して最低価格を決めていくわけですが、現行の取引価格よりは一定程度下回る水準、ある意味セー

フティーネットといいたましようか、ここまで下がると継続性が失われるよねといった水準に設定していくのが、この最低価格と考えられます。

次のスライドになりますけれども、そういった観点から、現行、特に2020年度の取引水準を見てみますと、まず市場では0.9円から1.2円で推移しております。一方で、市場外、相対ではどうかといったときに、なかなか参考になる資料がない中で、アンケート結果ではおおむね市場価格と同水準ではあったわけですが、全体の3割は1円以下といった結果が示されております。

ただ、先ほど、繰り返しになりますけれども、このアンケート、具体的な状況次第なので、これがそのままこれを参考にしていかがいかどうかというのは議論のあるところではありますけれども、仮にその数字を考えた場合、特に0.7から1円といったところが3割ぐらい占めている、仮にそういう相場観だとすると、例えばそれよりも一定程度低い水準ということで、0.6から0.8円、市場価格のみを参考にすると、0.9円よりも低い水準という意味での0.8ですし、仮に相対取引では0.7円でも取引されているということだとすると、それを下回るという意味では、0.6円、そういった意味での、幅のある0.6から0.8というのを基本としながら、実際さらに取引実態を確認しつつ、次回具体的な水準を決めていってはどうかと考えております。

最高価格につきましては、次の27スライドになります。

これまで、キロワットアワー4円という最高価格を設定しておりましたが、今後は、まず市場の在り方として、これまでは、実質4円というよりも、FIT証書がある意味上限価格として機能してきたということがあります。具体的には、FIT証書について定められた最低価格1.3円というのがありましたので、仮に非FIT証書がそれよりも高くなる時には、FIT証書1.3円で調達できるということが事実上の上限にもなっていたというところであります。

今回、制度の見直しによって、FIT証書というのが高度化法の義務達成においては対象から外れるということがある中で、供給が非FITに限られる、その場合、3つ目のポツですけれども、その大半を大型の水力、あるいは原子力という規模の大きな電源が占めているということがあります。

その場合には、1つの電源が計画外停止するというだけでもって供給量が大きく下がるといことも想定されるという意味では、今まで以上にこの最高価格というのが重要になってくるのかなと考えております。

その際の最高価格の水準をどうするか。1つあるのは、今までの4.0円でいいだろうというのは、これもまた1つの考え方であります。一方、現状では事実上FITの証書の価格、最低価格1.3円が上限として機能しているということも踏まえて考える必要があるでしょうし、それから、最低価格というのをどのレベルに設定するかも最高価格の決め方にも影響してくると考えておまして、この27スライドでは、1.3円を基本としつつ、最高・最低を両方、特に最低との関係を見ながら、例えばですけども、最低価格の二、三倍程度を

目安としていってはどうかと記しております。

以上が、最低・最高価格です。

続きまして、市場監視になります。スライド 29、今回、目標値の設定、あるいは最低・最高価格の設定に当たりましても、やはり取引の実態がどうかというところが、市場取引は一定程度見えておりますけれども、市場外のところはなかなか見えていないという点があります。そうした中で、今後の取引においてというところでいいますと、この非F I T 証書の取引においては、2つ目のポツにありますように、売り手、買い手の数というふう考えた場合に、売り手のほうが相対的に限られているというところ、特に、再エネ指定がない市場においては堅調になっております。

基本、非F I T 証書、市場取引と市場外の取引とある中で、市場取引年4回ということでもありますので、特に相対取引の重要性も増していく中で、相対の価格交渉でも、やはり少ない売り手のほうが強い価格交渉力を有することも考えられる。もちろん買い手のほうは必ずしも同じ年度に導入しない、3年間の評価というところがバッファーにはなっているんですけども、市場の構造としては、こういう売り手・買い手の数、影響力というところはよく見ていく必要があると考えております。

そういった観点から、売り手側の取引行動、これが不当に差別的でないか、あるいは価格形成をゆがめていないかというのを監視していくことは重要だと考えております。その際には、相対の取引内容についても事業者に提供を求めることが重要になってきて、その具体的な内容というのは、引き続き検討を進めていってはどうかと考えております。

監視といった場合に、どういうことを念頭に置いてという、一つ例ということで、次のスライドに記しております。

今後、非F I T の証書取引においてよく見ていくべき点ということで、まず1つ目ですけれども、証書取引においては、まず原価というのを観念しにくいところがあるので、絶対的な価格水準というよりは、相対的な複数の例えば相対取引を比べてみるとか、あるいは市場と相対の価格水準を比べる中でどれぐらい差があるのかないのかで見ていってはどうかというのが取引監視の論点例であります。

さらに、2つ目のところでは、差がある場合に、事業者側で説明をしていく必要がある。例えば、市場取引と相対取引、頻度も違います。年4回の市場取引と、日々行われる相対取引、当然に一定の価格差が生じるというのは考えられるところでありまして、そういった点も踏まえての監視になってくるのかなと思います。

一方で、3つ目、4つ目にありますような、こういった今後の検討事項でありますけれども、例えば、支配的事業者においては一定のデータについて報告を求めるというのはあるのではないかとといった点、あるいは、市場と相対取引を考えた場合に、今は、特に2020年度に関しましては、市場にも相当量の売りが出て価格形成が成されるわけですけれども、例えばもう市場にはほとんど出なくなって、残り全部相対になるということが仮にあるとすると、買い手側としても厳しい点が出てき得ることを考えた場合に、支配的事業者につ

いては一定量以上の売り札を入れるよう求めるという考え方もあり得るところでありまして、そもそも支配的事業者、市場における支配的事業者というのはどういう事業者かといった点、あるいは、こういった一定量以上を市場でという考え方をどう捉えるかといった点もご議論いただければと思います。

一番最後のスライドになります。本作業部会でも何度か、特にオブザーバーの方からご意見頂きました証書の売却収入の用途という点、これは、すでに一度この部会でも過去整理が成されているところでありまして、ここは、2つ目のポツにありますけれども、発電事業者が得る売却収入について、こういった費用に用いることはできるよねと。逆に、それ以外に用いていないというところはきっちり確認していくという仕組みになっております。

そうした中で、今回、制度の大きな見直しがあり、特に非化石の市場の中で、高度化法の義務の達成の市場においては、電力の自由化の前に建設された大型水力、原子力由来の非化石証書が供給量の大部分を占めることが見込まれているということを踏まえて、改めて証書収入の用途というのを考えてみてはどうかというのが最後の点になります。

事務局からの説明は以上です。

○横山座長

ご説明ありがとうございました。

それでは、ただ今のご説明の内容につきまして、皆さまからご意見頂きたいと思っております。発言を希望される方は、これまでと同様に、チャットのコメント欄にお名前と発言希望の旨をご記入いただくようお願いしたいと思います。

発言順ですが、前回と同様、まずは委員の皆さんにご発言いただいてから、オブザーバーの皆さんにご発言いただくことにさせていただきます。

それでは、チャットのコメント欄にお名前をご記入いただければと思います。よろしくお願いたします。

<無音 00:38:15~00:38:43>

いかがでしょうか。

<無音 00:38:46~00:39:02>

委員の皆さま、今、名前を書きいただいておりますでしょうか。

それでは、武田委員のほうからお願いしたいと思います。

○武田委員

聞こえますでしょうか。

○横山座長

はい、聞こえております。よろしくお願いたします。

○武田委員

すみません。最後の論点になるのですがけれども、市場監視と透明性の確保について述べさせていただきます。



ご説明いただいた方向性に全面的に賛成します。それを前提に数点申し上げさせていただきます。

まず、29 ページ目の最後のポツについてであります。相対取引について情報提供を監視等委員会等に求めていくと、そしてチェックを行うということ、これは大変重要なことで、ぜひ進めていくべきであろうと思います。

次に、その次の 30 ページ目になります。ここでは相場操縦の基本的な考え方について整理いただいていると思います。大変適切に整理いただいていると感じました。特に 1 ポツ目、ここで書かれているのは、結局のところ、市場支配力の行使以外には経済合理性がない行為とを相場操縦と考えると、それを立証していくために複数取引または市場取引、複数取引間、または複数の市場間の比較をするということであると思います。その方法論について妥当であると思います。

ただ、少しだけ気になりましたのは、2 ポツ目の米印に、取引時期の相違であるとか取引環境の変化、この点を合理性の説明理由となり得ると書いていただいているところです。ここは、自身がつける価格の合理性に関する正当化理由のようにも見えますが、価格の絶対的水準の妥当性をみるのではなく、相対的な価格水準との差異を検証する際に、取引間ないしは市場間の価格水準の差異を検討する際の考慮要素になるのではないかと感じます。

3 ポツ目でありますけれども、先ほどの 29 ページ目と関係しますが、監視の際に事業者側に説明を求める。事業者側のほうに資料が偏在していますので、事業者側に合理的な理由を求めていくと、そういう形がよいと思います。

その他、複数の点について、監視の在り方について提案いただいています。繰り返してすけれども、この方法で進めていただければありがたいと思いました。以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。事務局のコメントにつきましては、後でまとめて頂きたいと思います。

それでは、ほかの委員の皆さま、いかがでしょうか。

<無音 00:42:46~00:43:09>

いかがでしょうか。それでは、松村委員、よろしく願いいたします。

○松村委員

松村です。聞こえますか。

○横山座長

はい、聞こえております。

○松村委員

まず監視、あるいは透明性に関してですが、非化石証書のことを話しているのに別のことを言って申し訳ないのですけれど、内外無差別は非化石証書も含め、ほかの取引も含め、

当然貫徹されるべき監視の項目だと思っています。

内外無差別を監視するということから、必然的に非化石証書も対象のはず。当然に監視されるべきだと思っています。従って、ここで具体的な議論をするまでもなく、当然内外無差別になっているはずで、監視等委員会も関心を持ってきちんと監視していただきたい。

この価格水準が絶対的な水準としてどうなるのかということ議論するわけだから、特出ししてこのタスクフォースで議論しているわけですが、価格水準の話は置いておいても、内外無差別なわけだから、自社の小売部門に売っているのと同じ条件で、相対契約で売るということはあってもいいと思うのですけれど、同じ条件でちゃんと他社にも売られているかどうかということ自体は、価格水準自体の問題ではなくて差別性があるかないかということだけを見ればいいはずなので、どの価格が妥当なのかというような議論と独立に、ちゃんと見ることはできるはず。

そのときに、量などが違う条件になっていると説明すればよいなどという安直な議論にならないように、ぜひお願いします。

これは、ほかのものに比べてさらに高いレベルでの内外無差別性は当然要求されると思うのですが、どうしてかという、これは証書なので電気の本体の取引とは切り離せるはずだし、それぞれの単位は小さくできるはずなので、自社の小売部門がたくさん買ってくれるから安いなんていうのは、電気だって簡単には正当化できないと思いますが、証書だったらなおさらできないと思います。当然、他社がこの条件で売ってくださいということを言って、それを支配的事業者が拒否したということがあり、でも、実際にはそれよりも有利な、あるいはそれと同じ条件で自社に売っているということが後々明らかになれば、明らかに真っ黒だと思しますので、この点は間違いのないように、きちんと監視等委員会でも監視していただければと思いました。

次に、最低価格と最高価格ですが、まず上限価格に関しては、従来は 1.3 円だったと認識すべきだと思います。これはこの委員会でも私自身ちゃんと事務局に確認したはずですが、F I T の証書が売れ残るという状況を念頭に置いて、全体として制度が設計されているのですよねと。これが、売れ残らないで全部売れる状況になったら、いろんな立て付けをちゃんと考えるのですよねということを確認し、イエスだと返答されたはず。つまり制度全体の立て付けが、売れ残りがまだ生じる状況を念頭に置いてつくられていたはず。

ということは、売れ残りがある状況下では、1.3 円よりも高い値段というのは非 F I T でつくるということはありませんので、従って、従来の上限価格は 1.3 円だったと、実効的な上限価格は 1.3 円だった。これがなくなったということを踏まえて議論している。

しかも、事務局が正しく説明したとおり、大きく変わった結果としてむしろ価格がつけ上げられるというリスクが以前に比べて大きくなったのにもかかわらず上限価格を 1.3 円よりも引き上げるなどということをするれば、そのメッセージとしては、この改革は価格を引き上げること意図してやったのかという誤認を受けかねない。私は 1.3 円よりも高い上

限価格などというのは全く問題外。より必要性が高まったということがあれば、1.3円よりも下げる、少なくとも上げないのが自然な解だと思います。

次に、下限価格に関しては、これは以前も議論されていたとおり、セーフティーネットとしては置くけれど、そこに落ちない、張り付かない水準を考える。例外的な状況が起こった時のみにそこに張り付く、そういう水準を考えるということからすると、0.6円から0.8円は相当高過ぎると思います。私0.6円でも相当に心配ですが、以前の議論でも、ここに参加している委員でもそうですけれど、「間を取って」などということをする人、それがすごく好きな人がいるので、そうするとこれで0.7円になっちゃうなんてことになると、私はこれ、相当に高過ぎる。

これは本来、取引で実際0.9円という取引価格があるわけですから、もちろん、これと同じかこれよりも高いと問題外であるというのは当然として、取引としてどれぐらい意味があるのかというのは別として、0.7円という取引も認識されているという状況下で、こんな高い上限価格って本当に置いてもいいのか。これ、本当にセーフティーネットなのか、これは規制価格を設定するというのとはほぼ同じにするというつもりではないかと若干懸念しています。

私は、本来下限価格は0.5円ぐらいが妥当なのではないかと、それだって高過ぎるという議論はあり得るだろうと思っていただいていたのに、この提案が出てきたのは正直ちょっと驚いている。本当に妥当かどうかは、きちんと考える必要があると思いました。以上です。

#### ○横山座長

どうもありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。委員の皆さん、いかがでしょうか。

それでは、安藤委員、お願いいたします。

#### ○安藤委員

9ページ目のところで、市場調達比率と相対取引での価格という話がありましたが、市場調達比率については、アンケート調査とかを取る際に、実際にこの辺りの比率だったというだけでなく、計画として本来この辺りを考えていたが、実際はどうだったかみたいなことについてまで、もし可能であったら今後は調べていただくと、より情報として価値があるかなと感じました。

また、相対取引の価格については、市場価格よりも安いということは取引の関係上十分にあり得ることだと思います。例えば、長期的関係などにおいて一定の幅に抑えているということはあるかもしれませんが、企業グループ内での相対取引の場合には、利益の付け替えのようなことが可能になるのかなということも懸念されるので、どういうときに市場価格よりも安い取引が相対契約によって行われているのかを確認する必要があると思っています。

また先ほど松村委員からもあったように、同じ条件で、内外無差別でこういうのが提示されているのかというところも関心があるところです。

次に、22 ページ以降の最低価格・最高価格の議論ですが、最初に最低価格や最高価格という話を聞いたときに、どちらかに張り付くことが前提での議論というのはおかしいとまず考えました。想定したのは、株式市場などにおいて値幅制限という仕組みがあります。ストップ高やストップ安と言われるやつですね。通常は値幅制限にヒットするようなことはなく、前日の価格から上下一定の範囲内で価格が動くんだけど、著しい変化があった場合には、一度市場を止めて冷静になるための時間を取るような考え方から値幅制限があるわけです。

今回の話として、売りと買いの比があらかじめある程度見えていて、多くの場合において最低価格に張り付く、そして、特別な事情があると今度最高価格に行くような仕組みになっているように感じますが、市場の設計の仕方として、それならば最初から取引価格を決めてしまえばいいような話です。あくまで最低価格や最高価格にはヒットせずに、その間で価格が市場で決まるというのが理想的な姿であるということは、考え方の整理としてはしておかないといけないのかなと考えております。

最後に、34 ページの証書の売却収入の用途についてなんですが、お金に色が付いていないという議論がこれまで何度もあったわけで、どのように収入が使われたのかということをはなかなか外から判定するのは難しいということがあります。ここについては何らかの明確な基準で評価できるようにしておくことが必要なのかなと考えております。

個人的なアイデアとして少し想像してみたのは、証書売却収入の増減のようなものに注目して、前期よりも幾ら増えたんだったら少なくとも再エネへの投資などがその分だけは増えていないとおかしいだろうというような形で、変動部分、または差動を見ていくなどということは可能なのかと考えました。もっといいアイデアはたくさんあるかもしれませんが、何しろ、ここについては外から見て検証可能な形で明確な基準が示されていることが必要かなと感じております。以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、曾我委員からよろしく願いいたします。

○曾我委員

曾我でございます。聞こえますでしょうか。

○横山座長

はい。聞こえております。

○曾我委員

私からは4点ございます。まず1点目が、資料の5ページですが、第4回の取引について、非F I Tの再エネ指定ありとなしとで、価格が第2回、第3回と比べると逆転をして

いると思われませんが、これは売り札量と約定量の拮抗具合にもよるのではないかと理解をいたしました。

今後新しく市場をつくるに当たって、今回の第4回のように、再エネ指定なしで、その翌日に再エネ指定ありという、約定の処理日の前後関係がこれでいいのかという点は、もしかしたら検証をいただいても宜しいように思っております。私のほうで何か誤解がございましたらご指摘をいただければと思います。

続きまして、2点目として、25 ページから 26 ページにある最低価格についてです。

最低価格につきましては、もともと時限的措置ということで、いつまでこれを行うのかというのがあるとは思いますが、投資予見性の確保という点も強調されていたとの理解でございます。

投資の予見性は、新設については該当するのかなと思っております、例えばF I Pによる再エネですとか非F I Tの太陽光などはあり得ると思っておりますが、一方で、水力や原子力の既設分についてどこまでこういう点を配慮すべきであるかという点は疑問に思っております。

一方で、制度上やむを得ず、この非F I Tの非化石市場、非化石価値を購入せざるを得ない小売事業者への配慮、コスト負担への配慮とのバランスも考慮する必要があると思っております、最低価格がこの水準が本当に適切なのか、ちょっと高過ぎないかどうかという点は慎重な検討を要するように思っております。

最低価格は再エネ指定の有無で区別して設定される想定と理解をしておりますところ、価格が分かれているということと、あとは、新設がどちらが多いのかという点も加味した上で、場合によっては区別して設定するということもあり得るのではないかと思っております。以上が2点目でございます。

3点目は、29 ページの相対取引における情報提供についてです。

この情報提供を行うことで監視の有効性を高めるという点については基本的に賛成ですが、一方で、相対取引においては契約上の秘密保持義務との関係もあって、情報提供が限定的なものになってしまう恐れもあるように思っております。

例えば1つ懸念される点としては、営業上の重要な情報であるにもかかわらず、情報公開法などによって外部にも流出してしまうことを懸念して情報提供を躊躇することなども考えられるかと思っております。あとは秘密保持義務上の整理をどうするかという点も議論となり得るところかと思っておりますので、この点については、例えば開示された後、国において第三者には出さないことなどについての何らかガイドラインでお示しをいただくなど、要は、相対取引の情報提供を求めるのであれば、提供された情報への配慮ということはご検討いただいたほうがよろしいかと思いました。

最後4点目は、34 ページの証書収入の用途についてです。

これは従前からいろいろ議論があつて非常に悩ましい論点と思っております。今回の制度変更の趣旨に鑑みて、新設やリプレースに限定しての投資に限るべきではないかという

議論については、私自身は違和感はないところでございます。一方で、先ほど安藤先生もおっしゃったように、追加投資した分というのをどうやって見える化をするかというところが難しいと思っております。

例えば、もともと10億円の投資をする予定だったのが、証書収入分が10億入ったので、プラスで10億なんだということが、追加的な投資なんだということを発電事業者の説明をしていただくというところだと、従前からの議論も踏まえられているのですが、この辺りの説明について、長期プランとしての再エネ投資を踏まえた上でのアディショナルなものだということ、どのように工夫をするかという点は引き続き検討し、次回以降も議論が必要と思っております。

いずれにしても、分別管理をしておくなどは必要と思っております。すでにそういう対応をされているかもしれませんが、一応念のため申し上げます。以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。ご質問もありましたが、また後で事務局のほうからまとめてお答えいただきたいと思っております。

それでは、続きまして秋元委員、お願いいたします。

○秋元委員

秋元です。ありがとうございました。いずれの論点も非常に悩ましいかなと思っております。少し具体的な数字のご提案があったんですが、ちょっと正直申し上げると何とも判断が実質にくいなというのが正直なところですが、ただ、そうはいつでも決めていけないといけないということなんだということは理解しています。

ただ、まず申し上げたいのは、改めてですけども、この市場をつくったということは、もともとやっぱり非化石電源を増やしていかなければいけないという要請があり、そしてまた高度化法の中で目標が決められていて、それを達成を容易にするという、後押しをするという目的の下この市場を設定し、導入を図ってきたということは改めて理解した上で、どうすべきかということは考える必要があるのかなと思っております。

その上で、1点目ですけども、16 ページ目、中間目標に関連して、外部調達の水準の話をしていただいたと思っております。これは、過去、一、二回、私発言させていただきましたが、やはり市場を分離することによって非常にゆがんだ形になってきますので、需給が非常に逼迫（ひっばく）するという中で、今回具体的なご提案を頂いたと考えています。

事務局からは6%を中心にしながら検討ということですが、なかなか難しいなと思って、6%が上限かなという感じでは思いました。少し需給を緩ませて、5%ぐらいという案もあるのかなという感触は持ちましたけども、なかなかちょっと決め手がないというのが正直な私の感想でございます。ちょっとすみません、感想めいたものでございますが、6%上限に少し緩めてもいいかなという感触ぐらいを持ったというところでございます。

続いて、26 ページ目の最低価格の部分でございますけども、ここは資料でも書かれていますように、しかも、これまでも議論させていただいたように、現行制度ですでに1.1円か

ら 1.2 円程度で取引がなされてしまっているということにはよく配慮した中で、どれぐらいの水準を置くのかということの議論だと思います。

ここでも事務局からは 0.6 から 0.8 円という水準をお示ししていただきましたけども、若干根拠が乏しいなどは思って聞いていたわけですが、ただ、1.1 から 1.2 円で取引がされてきたということとの関係性を踏まえると、悪くはない水準なのかなとも思った次第でございます。

ただ、別途、今日は議論していませんが、再エネ価値取引市場の価格との関係性というところもあると思いますので、そちらが安過ぎればこちらに引きずられる可能性もありますので、そういった面も踏まえる必要があるかなと思います。いずれにしろ、特に再エネ、非FITの再エネを増やしていくことが必要であり、それに資するような制度設計が求められます。この点から、あまり安価な最低価格にし過ぎることは問題であると思います。

次に収入の用途についてですが、中で新設に限るかどうかという話がありましたけども、設備を維持するかどうかというところにおいても本市場の収入は重要だと思いますし、それがまた設備を維持するかどうかという予見性にも関わってくると思いますので、ぜひ、予見性がある程度立ちながら、ただ市場を使うということを使って、そういう、そのバランスの中で設定していくというのがいいのではないかなと思います。

繰り返しですが、具体的な水準についてはちょっと決め手はないんですが、事務局の今の案を中心にしながら、もう少し議論させていただければと思います。以上です。

#### ○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、次に小宮山委員、お願いいたします。

#### ○小宮山委員

小宮山でございます。ご説明ありがとうございました。

私からは、まず 21 年度の間目標値における外部調達比率に関しまして、今回推定された需給バランスを踏まえて 6% を基本とすることに、非常に難しい決断かと思っておりますけれども、方向性に賛同させていただければと思います。ただし、ご説明のとおり、非化石電源の不測の稼働停止等もあるかと思っておりますので、その点、証書供給量の大幅な減少も予見されますので、不測の事態に関しては柔軟に対応していただく心構えが大変重要だというふうに認識してございます。

次に、25 ページ目の最低価格の設定に関しまして、これも非常に設定が難しい問題かと思っております。先ほどの松村先生のお考えのとおり、かなり低めに設定することにも私は理解できます一方で、今回、制度の趣旨である非化石電源への投資等の促進とか、環境負荷の低い電気の使用を希望する需要家の選択肢の拡大という制度の趣旨も一方で踏まえますと、小売り側への配慮に加えて、発電側の投資インセンティブへの影響も踏まえて、小売り、

発電側でのバランスの取れた議論が重要と思っております。

ですので、長期的な非F I T非化石電源の維持拡大の観点から適切なかどうか、制度の趣旨を踏まえまして、発電側に与える影響からの視点も加味した上で、情勢分析も踏まえた上での議論も踏まえて、この点について議論を深めることも大変大事なかと認識をしてございます。

最後に、スライド 34 枚目でございますけれども、証書収入の使途に関しましては、非化石電源の拡大に向けた投資に活用されるべきとの趣旨を踏まえますれば、新設既設問わずに、制度の趣旨に適合した使途を確認する上で、何かしらの基準を設ける形で検討してみること、深めるということも大事なように私も感じる次第でございます。

非化石電源の拡大というのは、新設のみならず既設の維持も大変大事かと思えます。特に非F I T非化石電源の場合ですと、非常に固定費の比率が大きい水力であったり原子力であったり、維持費用も相応にかかるかと思えますので、やはり総合的に非化石電源を拡大する、そういう観点から証書収入の使途について検討を深めるということは大事であること、何かしら基準を設ける、そうしたことも考えられるのかもしれない。ですので、方向性に関して賛同させていただきたいと思えます。以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、続きまして廣瀬委員、よろしくお願いたします。

○廣瀬委員

ありがとうございます。ご説明ありがとうございました。

一点申し上げます。資料を拝見して気になりましたのが、小売事業者さん 54 社へのアンケート結果の中で、10 ページの一番右ですけれども、証書の活用率が低い事業者さんがとても多いという結果が出ているところです。

これに関してですが、非化石の価値について、事業者だけでなくわれわれ需要家はその意義を認めて、いわば、需要家が喜んでその分を負担するようになるということが大切だと考えております。これは倫理的な観点からそうあるべきだと思うのではなくて、価値を認めている、つまり、よいことに貢献しているのだという意識がないと、カーボンニュートラルに向けた取り組みが続かないだろうと考えているから申し上げる次第です。

非化石の電源を増やして、その電源由来の電気を使うということは、これは2030年まで、2050年までということではなくて、いわば世代を超えてまで、ずっと続けていくことになる取り組みですから、仕方なしにやるのではなくて、われわれ需要家自身が理解とやる気を持って取り組むのでないと息切れしてしまうんじゃないか。「電気代は高いより安いほうがいい」というような意識だけだと、とてもやっていけないと思えます。

そのためには、小売事業者さん、あるいは発電事業者さんといった事業者が、需要家へのPR活動をすることももちろん大切ですが、それだけでなく、国がリーダーシップを取



って、広く国民に対して非化石価値の重要性とそれに伴う負担について理解を深めるよう、啓蒙（けいもう）活動といますか、あるいは広報活動をぜひお願いしたいと思います。

そういう意味で、これに関連しまして、最後の34ページの証書の売却収入の使途についても、現行制度において3つの使途が決められていますが、ここにもう一つ、非化石価値を広く需要家に理解してもらうための活動にかかる費用を、ここに含めるということを検討してもよいのではないかと思います。以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして又吉委員、お願いできますでしょうか。

○又吉委員

又吉です。よろしく願いいたします。聞こえますでしょうか。大丈夫でしょうか。

○横山座長

はい、聞こえております。よろしく願います。

○又吉委員

私のほうから3点発言させていただきたいと思います。

まず1点目は、中間目標値の見直しについてです。

私も、市場を分けたことによって需給がかなりいびつになる点を考えますと、非F I T非化石電源へのアクセスが限定な小売事業者側の高度化法義務達成市場における目標達成のハードルが上昇し、公平性の担保に対する懸念が生じるのは自明かと思っております。その意味でも、制度変更による影響を加味して、ある程度市場の需給バランスをルースにするという視点も必要かと考えています。

一方で、日本のNDCが46%に引き上げられたことを受けて、2030年の非化石電源率目標は、おそらく現状の44%から引き上げられることも自明かと思っております。その意味でも、発電事業者側での非化石電源に対する投資をさらに促すスキームを確保するという、そういった視点も必要かと思っております。証書の需給バランスを過度にルースにしないという視点もまた必要かと考える次第です。

なかなか発電・小売側の納得感が得られる解を導くのは非常に難しいなというふうな感想を持っております。そういう意味では、本日の論点には上がっておりませんが、やはり証書購入費用の小売料金転嫁、小売料金価格転嫁のスキームの在り方というのを、まずはきちんと整理すべきことから始めるべきではないかと考えた次第です。

2点目は、最低・最高価格についてです。

発電・小売事業者相互の予見可能性の担保の観点から、まずは時限的に最低・最高価格を設定するという案に賛同したいと思っております。今回最低価格のレンジ案等が示されておりますが、現行の取引価格の水準を一定程度下回る水準の、「一定程度」の算定ロジックについて、もう少し議論が必要ではないかと考える次第です。また、中間目標値の算定

手法次第では、約定価格が最低価格に張り付く可能性もありますので、その際には、すでに義務量確保に向けて先行的に証書を調達された小売事業者さんに対する配慮の在り方も、ぜひご検討いただければと思っております。

最後、証書収入の用途についてです。

高度化法義務の達成に向けては、既設の原子力、水力を活用する必要があると思っております。原子力は2011年以降に新設並みの安全性向上投資もなされております。水力についても相応の維持・更新投資が継続されている点には留意が必要と考えておりまして、用途を必ずしも新規に限定することには慎重な議論が必要と考える次第です。以上になります。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして辻委員、お願いいたします。

○辻委員

辻です。ご検討を進めていただいて感謝申し上げます。

2点ほどですが、まず最初に目標値6%のところの話です。

たびたび出ていますけれども、今回、需給のバランスを基にして6%ということで、考え方はいいと思うんですけども、昨年度の需給のバランスということで一応言うと、去年はこの比率がもうちょっと高かったと承知しております。抜本的な制度の話が変わっていますので、その点、あまり昨年との比較というのは意味を持たないかもしれませんが、ただ、一応昨年と、市場の環境というのが、すでに昨年調達を進めた事業者さんもいて、そうじゃないこの200億キロワットアワーという分も回ってきていることを考えると、あまり全体のバランスというのが大きく変わらないようなことを配慮するという部分も必要のかなと思っております。そういった意味で言うと、今6%という話がありましたけれども、もう少し下げてもいいのかなというようなふうにも思っています。いずれにしてもまた次回引き続き議論ということで承知しております。

あとは、ちょっと何かあった場合には価格が高騰するリスクもあるというところと連動して、最高価格の議論も決める必要がありますけれども、最高価格は、今の原案、先ほど1.3より高くなるのはおかしいのではないかというご意見もありましたけれども、もし1.3より高いというような話も許容して決めていくとすると、前回の議論にもありましたように、1.3が事実上の上限であれば、小売事業者さんの努力で回収が難しいという点があるという課題が引き続き残ると思いますので、いずれにしても再エネ価値取引市場の議論と一体化して進める必要があろうと、今回は高度化義務達成市場のほうに包括した議論ですけれども、また次回以降、再エネ価値取引市場の議論とうまく一体的に議論が進められればいいのかと思うところです。

それでは、以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、オブザーバーの皆さんも、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

イーレックスの上手さんから、じゃあお願ひいたします。

○上手イーレックス株式会社経営企画部長

ありがとうございます。聞こえますか。

○横山座長

はい、聞こえます。よろしくお願ひします。

○上手イーレックス株式会社経営企画部長

今回F I T想定分が再エネ価値取引市場に行くということで、激変緩和の整合ですとか、20年度調達分との公平性なんかも考慮しながら合理的な目標を模索するという意味では、非常に難しい議論を整理していただいたと理解しております。その上で、3点、なるべく手短かに申し上げます。

中間目標値に関してですけれども、20ページのところで、21年度は前年度の200億キロワットアワーが持ち上げてくることですか、あと、22年度の分を早期に調達したいニーズなんかを考えると、21年度の供出量が750億キロワットアワーしかない状況で6%、つまり21年分だけで520億キロワットの目標を課すというのは、昨年度の環境と比べてあまりにも需給がタイトなのではないかと思ひます。

それはそれで早く買わなかったのが悪いということなのかもしれないんですけれども、一方で、こんなに21年度に厳しい目標を設定すると、来年度になってもなお調達していない需要というのがまだ残る可能性があると思うんですけれども、そのときに十分な供給量を出せるのか、最終年度に足りないことが起こっちゃうんじゃないかというので大変心配しております。

来年度のことも考えますと、どうしても6%というのは厳し過ぎではないかと思ひていまして、あえてこの中で選ぶとしたら4%だし、本来の激変緩和の趣旨も考えると、もっと低くてもよいのではないかと考へております。

それから、以前作業部会で発言したこともあるんですけれども、中間目標値の議論において、3カ年の評価方法の詳細、例えば平均の取り方とかグループ達成の在り方とか、こういったものもこれを考へていく上の議論の基本になると思ひますので、こちらをぜひ早期に詳細を詰めていただければありがたいです。

それから、最低・最高価格に関してですけれども、基本的には運用がある程度しっかり回ったフェーズで上下限を撤廃していいのではないかという前提でのコメントになりますけれども、まず最低価格については、そもそもF I Tの最低価格を意識した価格でしたので、0.6、0.8といっても、こういった、これもある程度その価格に引きずられてきたということ考へると、今回も、現在のF I T証書のように根拠なく常態的に下限に張り付く可能性はあるのではないかと考へていまして、最低価格はもっと安く設定してもよいのではないかと思ひます。

それから、高度化法達成はNonFIT再エネ投資にも活用できる位置付けとはいっても、無理に下支えすることで市場がゆがむことは望ましくないのではないかと考えます。

それから、最高価格 1.3 円が基本という案については、高度化の昨年度の公平性なんかを考えると、今フェーズに限ってはよいのではないかと思います。賛同させていただきます。

それから、市場監視に関してですけれども、今回の市場分割で、原発由来を含む証書を購入する小売事業者が、その証書価値を転嫁するというのは非常に難しくなってくると思いますので、競争上の懸念が大きいと思います。ですので、売り手の支配力の行使について、ぜひ厳格に監視いただければと思います。

それから、使途に関してですけれども、高度化法達成市場によって、需要家は、小売り事業者から買う電気に含まれる価値で原発を含めた非化石電源を支えるという構図になるのかと思いますので、そのような理解の浸透を、国としてしっかり消費者に示していけるような指導をご検討いただければと思います。

それから、ちょっと最後に、論点とそれですけれども、需要家が証書を買って環境価値をアピールできるようになりますので、現状の小売電気事業者の電源構成開示、これが需要者にとってそれほど重要じゃなくなってくるということを、ちょっと懸念しております。電源構成開示の在り方についてもぜひ検討をお願いいたします。以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

続きまして、エネットの竹廣さん、お願いします。

○竹廣株式会社エネット取締役経営企画部長兼需給本部長

エネットの竹廣です。聞こえますでしょうか。

○横山座長

はい、聞こえます。

○竹廣株式会社エネット取締役経営企画部長兼需給本部長

ありがとうございます。

数値を決めに行く議論ということですので、明確な根拠がない中でなかなか難しいところではございますが、資料を拝見させていただいて、4点気になることがございましたので、コメントさせていただきたいと思います。

1点目は、19 ページにありました需給バランス検証に関してですが、資料では、外部調達比率を6%にしたときに、およそ需給がバランスするということですが、これをベースに外部調達比率を決めていくには懸念があると考えています。

調書需要は中間目標によって決まりますので、一定の需要がある中で、この証書供給量がぎりぎりですと、話も出ましたが、仮に原子力や大型水力の1基でも稼働が落ち込みますと、需給バランスが崩れて高騰を招くことにもなりかねませんし、売り手が圧倒的に有利な、極めてゆがんだ市場になると思われまますので、このようなことにも配慮した設計を

お願いしたいと思います。

2点目は、証書の最低価格と最高価格についてですが、26ページのアンケートの結果として取引全体の3割が1円以下とありますが、9ページをよく見ますと、0.4円から0.6円だったり、0.3円以下の取引も存在する状況です。0.3円で購入している事業者は、仮に最低価格が0.6円となりますと、今後の売り手との交渉で不利益を被ることにもつながりかねないと思われま

す。最低価格は標準価格とか市場価格ではなくて、あくまで最低価格ですので、そういう意味では0.6円でもまだ高い水準かと思っています。この点は、今の取引実態もご配慮をいただいて検討をお願いできればと思います。

なお、これは毎回申し上げておりますけども、この大型水力や原子力については総括原価時代に建設された電源であることに加えて、今後は容量市場の収入も得ることができますので、その上さらに非化石証書からの収入までを制度的に担保する必要はないのではないかと考えますので、その点も踏まえてご検討をお願いしたいと思います。

27ページの最高価格につきましては、事務局資料のとおり大型水力、原子力の稼働によって供給量が大きく左右されますので、セーフティーネットは必要だと考えます。非FIT証書の事実上の最高価格が1.3円となっている現状を鑑みれば、上限はもう1.3円ではないかと考えますので、これもご検討をお願いしたいと思います。

3点目は監視についてです。これはもうご記載いただいたとおり、相対取引の監視をぜひお願いしたいと思

いますし、ここは、量だけでなく価格についても内外無差別の観点から大変重要ですので、差異があれば大きな問題だと捉えて、ぜひ厳格に見ていただきたいと思

○横山座長

ありがとうございました。

続きまして、出光の渡辺さん、よろしくお願

いいたします。渡辺さん。渡辺さん、聞こ

えますでしょうか。

○渡辺出光興産株式会社上席執行役員電力・再エネ企画開発部長

すみません、渡辺でございますが、聞こえますでしょうか。

○横山座長

はい、聞こえます。

○渡辺出光興産株式会社上席執行役員電力・再エネ企画開発部長

私からは、5点ほど意見を述べさせていただきたいと思います。

まず、21年度の間目標についてですが、特に外部調達比率の見直しに当たっては、27ページの3ポツにもこの市場の需給構造の特徴と、そのリスクが記載されていますが、やはり供給側の電源構成上、需給逼迫が起きるリスクがほかの市場と比しても高いということをご前提にして検討いただくべきではないかと思っています。

小売事業者からしますと、高度化法の順守を実現するための唯一の方法であるこの市場の証書でございますので、買いたいけど買えない状況、あるいは価格が大きく上昇したまま高止まりしていても、法令順守なので買わざるを得ないというような状況を回避するためにも、やはり需給には一定の余裕を見た調達比率の設定をお願いしたいと思っています。

そういう観点でいきますと、20ページに6%を基本とするとなっておりますが、これは多分、19ページで、調達比率6%であれば需給バランスが1.04で、1を超えるので安全とご判断されたのではないかと思います。1を少しでも超えていることが一定の余裕を見たとは言えず、非常に危険ではないかと思っております。

では1.18や1.37であれば大丈夫かと言われても、なかなか比較の物差しがなく判断しづらいので、先ほどもありましたけれども、例えば20年度の需給バランスの実績、こういうものも参考にして、小売事業者が安心できる需給バランスになるような外部調達比率を設定いただければと思います。

2点目は最低価格と最高価格についてでございますが、この価格の設定に当たりましては、過去の約定実績ですとか、アンケートの結果を参考にして、具体的な価格のレンジをご提示いただいておりますが、なかなかこれがいいかどうかということも、ベンチマークするほかの指標が見つからないので、非常に難しいなと思っております。

一方で、高度化の目標達成義務を負っています小売事業者の立場からしますと、この義務市場の最低・最高価格の検討に当たっては、絶対値のレベルということも重要ですが、同時に、再エネ価値取引市場の証書との価格差ということも非常に重要だと認識しております。釈迦に説法ですが、小売事業者の立場からすれば、この2つの市場の価格差が、高度化法の達成義務に必要な、ある意味法令順守のコストということになりますので、この費用は、基本的には需要家にご理解をいただいて、価格に転嫁して回収させていただく以外にカバーする方法がないということになります。

この2つの証書の価格差が大きくなればなるほど、そういう意味でいきますと、経営への影響が大きくなるということから、やはり絶対値の議論に当たっては、価格差をどうするのかという議論もしっかりといただければと思います。

3つ目が、今回、第1フェーズの期間の期中に制度が変わることから、それによる小売事業者間の公平性といいますか、特定の方が不利益を被るというようなことへの対

処という観点についてですが、これまでも、需要家のニーズに合った再エネ電力を供給するために、FITの非化石証書を積極的に調達して利用して、それをもってして高度化法の間目標、20年度分の目標も21年度に持ち越さず、きちっと達成していくというような活動方針で展開してきた小売事業者も存在しますので、今回の期中変更で、そういう方が不利益を被らないような何らかの手当ということも必要だというふうに感じておりますので、検討いただければと思います。

それから、4番目が、市場監視を含めた透明性の確保でございまして、ここにつきまして、売り手と買い手の関係性から考えまして、市場取引と相対取引、あるいはその量と価格の両面から内外無差別を中心に監視をしていただく方向性、あるいは30ページの監視の視点については、非常に賛同するところでございます。

一方、情報公開につきましては、とりわけ売り手事業者が強いということを考えますと、卸電力市場においてもすでに入札価格の開示が進められていることもありますので、本市場においても売り札ですとか買い札の価格の開示ということも対象にしてはどうかと考えております。

最後に、証書の売却収入の使途でございしますが、やはり皆さんご指摘のとおりで、収入を新たな非化石電源の開発につなげるということが、高度化法の趣旨から見ても重要だと思いますので、使途については、新設投資など、電源が増えていくということに限定できるように改めて検討するという事に賛同いたします。以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、次は中部電力の花井さん、よろしく願いいたします。

○花井中部電力株式会社執行役員経営戦略本部部長

中部電力の花井でございます。聞こえていますでしょうか。

○横山座長

はい、聞こえております。

○花井中部電力株式会社執行役員経営戦略本部部長

私からは、中間目標値の見直しにおける基本的な考え方についてコメントさせていただきます。

まず、19ページの21年度における需給バランスの検証結果、整理いただきありがとうございます。中間目標値の検討において有用だと思います。具体的な中間目標値は次回の作業部会で決定するという事ですのでコメントさせていただきます。

高度化法義務達成市場は、小売電気事業者が当該市場で調達義務を達成する市場であり、義務の位置付けである以上、全ての小売電気事業者が確実に義務達成できるよう供給量が

目標値を上回る需給バランスにすることが必要であり、その上で、証書の売れ残り量を極力少なくする需給バランスにすることが望ましい形だと考えています。その上で、一定量の外部調達必要率を設定することを考えますと、20年度の未調達分の需要量も外部調達必要量に含めた上で、需給バランスが均衡する水準とする方向性は、合理的だと考えます。

ただし、需給バランスが均衡するような目標設定をする場合、電源の計画外停止等による供給量の変動リスクを考慮する必要があると考えます。外部調達必要率6%での証書供給想定量に対する裕度は1.04であり、量的には30億キロワットアワー程度ということになりますので、それを上回るような供給量の変動が生じた際には、20ページに記載していただいておりますが、中間目標値を機動的に見直すことも必要だと考えております。

最後に、中間目標値の決定について、発電事業者の収入と小売電気事業者の負担、相互のバランスを考慮しつつ、証書価格の最高・最低価格の水準感と併せて議論することが必要と考えますので、引き続きご検討いただければと思います。以上です。

#### ○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして東京ガスの石坂さん、お願いします。

#### ○石坂東京ガス株式会社エネルギー需給本部電力事業部長

東京ガスの石坂でございます。ご説明ありがとうございます。私からは3点コメントさせていただきます。

まず1点目は、先ほどから話題に上っています中間目標値についてです。

実はこれ、2020年度、今回の義務量を考える際には、実は第二次中間取りまとめ、このタスクフォースでもまとめていますけれども、その中でも、もちろん目標設定は激変緩和措置というところがメインではありますけれども、証書市場が逼迫する蓋然（がいぜん）性が低いとの確認も行いながら、具体的な数字を設定するというふうに明確に書かれておりました。

今回、目標設定というのは、全部需給バランスがかなり拮抗（きっこう）するところに設定されていると。19スライドを見ると、6%設定だと1.04なので、供給予備率は4%しかないという表ですけれども、これって第二次中間取りまとめに書かれていたことから方針変更しているということになりはしないかということを感じております。ここについて、ちょっと事務局さんがどういうふうにお考えなのかということをお聞きしたいというのがまずあります。

それに決めるに当たって、スライド27にも、大型水力とか原子力が1基計画外停止によっても需給バランスが崩れると書いてありましたけれども、世の中の電気の需給バランスよりも随分低い量の取引において、供給予備率が4%しかないという状況ですと、通常の、普通の気象の変動ぐらいのボラティリティーでもすぐに需給バランスは崩れるということ



が容易に想像されるので、いとも簡単に最高価格に張り付いてしまうということが容易に推測される。

想定外の事象に備えるために最高価格というのを設定されるという考え方ですけれども、おそらくこれ、想定外じゃなくて、かなりの確率で最高価格に張り付くという状況が想定される中で、価格が乱高下しない市場設計って、これで本当にできるのかというふうな気持ちになっています。なので、6%で、供給予備率4%というこの水準が本当に適切なのかということについて、もう一度再考いただきたいと思います。

あと、スライド29にありますとおり、ただでさえ売り手の交渉力が強い中で、簡単に需給がタイトになり得るとい状況では、売り手側は非常に有利で、証書は必ず売れるということになって、売り手の入札行動による価格形成というのはますます強くなるということを心配しています。

2点目が最低価格と最高価格ですけれども、本来、最低価格なんかは設定する必要がないとも考えておりますけれども、第1フェーズの途中での変更という背景も踏まえまして、最低価格を設定するということもあり得ると考えておりますけれども、現状の取引価格よりも一定程度低い水準という設定ということであれば理解したいと思っております。

スライド9のアンケート結果にもありますとおり、20年度において、0.7から1円で3割程度という、割と少なくない事業者さんがこれぐらいの水準で取引されるということ踏まえすと、この0.7というところよりは低いところが一つのターゲットなのかなと考えていますし、最高価格については、20年度の取引実態を見ると、5スライド目ですけれども、義務を達成するために買ったと思われる人の昨年度の実績が、1.2円が最高だったということを考えますと、1.2円というのもちょっとターゲットとしてあり得るのかなと思います。

次、3点目、証書収入の用途、最後のスライドですけれども、非化石電源の新規投資への用途に限定するというのももちろんですけれども、特定の事業者証書収入が偏るとい実態がありまして、再エネ発電事業という視点から見たときに、ごく一部の事業者に再エネ開発投資資金が集中するということが、再エネ開発事業者としては公平な事業環境になるのかという点がありますので、発電事業における公平な競争を担保するという仕組みについても継続してご検討いただきたいと思っています。私からは以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、関西電力の小川さんからお願いいたします。

○小川関西電力株式会社執行役員エネルギー・環境企画室長

関西電力の小川でございます。聞こえておりますでしょうか。

○横山座長

はい、聞こえております。

○小川関西電力株式会社執行役員エネルギー・環境企画室長

ありがとうございます。

それでは、私からは、最低・最高価格から市場監視、それから収入の使途の3点についてコメントをさせていただきたいと思います。

まず、最低価格と最高価格の設定についてでございますが、具体的な価格水準につきましては、今回制度を期中での変更ということでございますので、やはりこれまでの取引との連続性や、すでに証書を調達された小売事業者との公平性ということを考慮して、慎重に検討が必要だと考えております。

まず、最低価格のほうですけれども、今回アンケートをしていただいて、その結果を踏まえて、0.6円から0.8円を基本としつつということで、事務局のほうからご提案いただいておりますが、やはりアンケートを私どももお答えさせていただきましたが、0.7円から1.0円のバンドというのがあるんですが、この中で一体どのように分布があるのかというようなこともちょっと分かりませんので、ぜひ次回会合での議論に向けて、やはり事業者の立場からいたしますとこういう情報ですので、先ほど委員の方からもお話がありましたが、適正な情報管理をしていただくということを大前提に、やはりさらなる追加的なアンケートを実施いただいて、より詳細かつ正確なデータ分析を行った上で、改めて具体案でいただければと感じております。

特に、この数字ですけれども、この資料の中にも記載いただいておりますけれども、アンケート結果による価格は、市場での取引価格と同等に扱うことは妥当ではないと注書きをしていただいております。いろんな事情で市場価格から乖離（かいり）した取引価格になっているということも考えられますので、そういったケースについては、やはり内容を確認いただいて、例えばサンプルから除外するといったような処理もしていただければと思っております。

続きまして、最高価格のほうですけれども、やはり今回、これを見直して、小売電気事業者は高度化法の目標を義務達成市場でやらないといけないということが求められますので、これも議論が出ておりましたが、急な需給バランスの変動、こういったことによって証書の価格高騰リスクがあるということでございますので、それはいろんな対処方法があると思いますが、やはり小売電気事業者の立場で言いますと、予見可能性の確保というのは非常に重要でございますので、やはり最高価格を設定しておくというのは非常に妥当な考え方だと思っております。

その上で、資料にはF I T証書として最低価格というのは1.3円が事実上の非F I T非化石証書の最高価格として機能していることをご記載いただいた上で、1.3円が基本ではないかというご提案がございます。

昨年度の非F I T非化石証書のオークション約定結果を見ますと、1.3円に近い価格で、1.2円というような取引もされておりますので、証書の買いニーズもありますので、事務局

の資料では最低価格の2から3倍程度といった記載もありますが、少し裕度を持たせた最高価格の設定という考え方もあるのではないかと考えるところでございます。

続きまして、市場監視の関係でございます。

こちらにつきましては、やはり資料にも記載されてありますように、売り手である発電事業者の取引行動が、不当に差別的ではない、あるいは不当に価格形成をゆがめていないかなどについて監視を行うとされておりますが、やはりそういうことにつきましては、発電事業者としてもそういったことのないような取引を行っていくということが重要だと認識しておりますし、今後監視の在り方についても具体化がされていくと思っておりますが、監視に対して、私ども発電事業者としては真摯に対応してまいりたいと考えております。

最後に、非化石証書収入の用途ということでございますが、今回見直してはどうかというご提案があるということでこの資料、記載がされておりますが、やはり皆さんご承知のように、2050年のカーボンニュートラルの実現、あるいは2030年に向けましての温室効果ガス46%削減という目標が、わが国の大きな課題としてあります。やはり原子力の再稼働、あるいは大型水力のオーバーホール工事といった非FIT非化石電源の維持につきましても、私ども、今後しっかりと投資していくのが課題達成には非常に重要であると考えております。

やはりエネルギー政策との整合性ということも必要かと思っておりますので、非化石証書収入の用途については、現在第二次中間取りまとめで整理されておりますとおりで妥当ではないかと考えておまして、あえて今回、期中変更において見直す必要はないのではないかと考えている次第です。私からは以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、電発の加藤さん、よろしく願いいたします。

○加藤電源開発株式会社執行役員経営企画部長

電源開発の加藤でございます。聞こえますでしょうか。

○横山座長

はい、聞こえております。

○加藤電源開発株式会社執行役員経営企画部長

発言の機会ありがとうございます。

私から、スライド34の売却収入の用途についてご意見させていただきたいと思っております。

これまでも申し上げておまして若干繰り返しになって申し訳ないのですが、水力発電所の維持のために必要な堆砂の処理について用途に含めることの意義を、いま一度ご説明させていただきたいと思っております。

皆さまもご案内のとおり、水力発電所のダム湖には継続的に上流から土砂が流入してまいります。それから、最近も多くなってございますけれども、豪雨等の災害時には一度に

大量の土砂が流れ込んでまいりますので、こうした継続的に流入してくる土砂を定期的に浚渫等によって除去して一定の貯水量を維持していく作業が水力発電所には必要不可欠でございます。

こういう堆砂処理をやらずにありますと、ダムが本来持っております貯水機能が減衰してまいります。そうしますと、必然的に、本来なら貯水池式の水力発電所が持っております調整力を喪失していくことになってまいります。つまり、ある種の流込式水力のように、入ってくる分の水だけで発電するような設備にもなっていきかねない。極端なことを申し上げますと、最終的に砂で取水口が埋まるところまで行ってしまうと、発電が不可能になってキロワットアワーが失われてしまうような事態もあり得るかと思えます。

極端な例でございますが、実際に当社の設備でも、豪雨で一遍に大量の土砂が流入してしまっただけで発電ができなくなった事例がございます。このような事態に陥る可能性をできるだけ下げていく必要がございます。普段からきちんと堆砂処理をしていくことは重要でございます。

加えて申し上げますと、先ほど関西電力の小川さんからのご発言がございましたけれども、大規模水力は言わずもがな貴重な国産のカーボンニュートラル電源でございます。また、すでにある電源でございますので、追加的なネットワーク投資が不要な調整力でもあり、この調整力を活用することで再エネ導入の拡大にも貢献ができるようなものでございます。

今日もご意見がございました、追加性あるいは新規性といった概念には必ずしも当てはまらないとは理解をしておりますけれども、何も対策をしないですとなくなってしまう、あるいは小さくなっていってしまう可能性もある環境価値や調整力を維持するために費用を投じていく、証書の売却収入を充当していくということは、本制度の趣旨に十分適合するものだと考えてございます。

それから、大規模な水力発電所のダム湖には治水の効果も期待されているところでございます。この治水の効果も、適切に堆砂処理を実施して貯水量を確保していくことで初めて可能になるものでございまして、少し脈絡は違いますが、これも一方で国としての利水ダムの一部治水化の計画の動きにも合致する取り組みだと理解してございます。私からの発言は以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、最後になりますが、日本卸電力取引所の國松さん、よろしくお願ひいたします。

○國松一般社団法人日本卸電力取引所企画業務部長

ありがとうございます。日本卸電力取引所の國松でございます。市場を運営している立

場として発言させていただきたいと思っています。

購入義務がある市場の設定というのは、非常に難しいと思っています。例えば、義務が単年度であれば、義務量が供給量よりも多ければ上限に張り付く、余れば下限に張り付く。ですので、安藤先生がおっしゃられましたとおり、市場かと言われると、市場ではないようなものになる。では、何でこの市場をつくるのかというところですが、義務達成が、3カ年の平均を取るというところが一つみそになるのかなと思っています。

昨年度、まだ期の途中でございますけれども、2020年度の達成のところでは、安いんだったら来年度に買えないかもしれないので買っておこうという行為によって、下の価格に張り付かない。売るほうが、1年物でございますので、20年度のは20年度内に売らなければゼロ円になってしまいます。そうしますと、20年度のうちには売っておきたいということをやってくる。ここの間の駆け引きにしかならないんですけれども、市場が成り立つと、こう考えております。

本来であれば、ボランタリーなものが入って競うことによって、自由な価格がついてくるとというのが望ましいと思いますけれども、今回の見直しにおいて、義務達成市場をつくったというところで、ボランタリーのもが入らなければ、やはり市場化する理由の一つには、経年というか、2年間という、今後は2年間になりますけれども、3年間の平均を取るというところで機能していく。その駆け引きによって市場が成り立つ。そういうことを考えますと、昨年度やってみて、最低価格というのは、設定がないにもかかわらずある程度の値がついていたということであるので、最低価格というのは新たに設定する必要というのはありそうでないのかなという気もしてございます。

ただ、安心感、それこそ最終年度にはかなり必要のところになりますので、議論していくことは適切だと思っておりますけれども、幅は広いほうがいい、市場において上限、下限とか、そういった制限というのはなるべくかけないことが望ましいというように思っております。すみません、以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

非常にたくさんのご意見を頂きました。中にはちょっと質問もありましたので、事務局小川さんのほうから、できましたら簡潔にお答えいただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○小川電力基盤整備課長

小川です。ありがとうございます。

さまざま頂いたご意見を踏まえて、また次回ご議論いただければと思いますけれども、ご質問に関連する2点、まず、曾我委員から、約定処理日、オークション2点についてのご質問がありました。

現行の3つは、想定される約定価格が低いと思われるところで、一番高くなるところが最後というような考え方での3つの設定がある中での価格の逆転がありましたねという

ころ、基本、今回の結果を踏まえて何か変える必要はないとは思っていますけれども、いずれにしる、どういう形でかというところの検証というお話もありました。次回どういふふうに行っていくかというところは、しっかり見極めていきたいと思ひます。

もう一点、東ガス石坂さんからいただきました需給バランスの話、ちょっと資料、それからご説明で明示的には申し上げませんでしたけれども、2020年度までの取引は、必ずしも需給バランスで決まっていたとは考えていないところでありまして、そこはこれまでと21年度、今ご議論いただひているところは大きく違ってくるかなというふうに思ひております。具体的には20年度の取引、価格の形成は、相当程度その1.3円というのを軸に結果的に決まってきたというのがあると考えておりまして、この点、21年度以降を考へる場合には、その1.3円というのがなくなる中でどういふふうな価格形成がなされるかというこゝで需給バランスを見ているということになります。

事務局からは以上です。

○横山座長

どうもありがとうございます。

今回、高度化法義務達成市場につきまして集中的にご議論をいただいたわけですが、この2021年度の中間目標値、最低・最高価格の水準等の数値を決めるのはなかなか難しいというふうにも理解しておりますが、今日、本日、委員の皆さま、オブザーバーの皆さまから頂きましたご意見で、大体の方向性、一定の方向性は見えつつあるところかと思ひますので、事務局さんにおかれましては、8月の市場取引開始に間に合ひますように、これまでの議論を踏まえた方向性の取りまとめに向けて作業を進めていただければというふうに思ひます。

次回また議論をさせていただければと思ひます。

## (2) 2021年度夏季及び冬期の電力需給の見通しと対策について

○横山座長

時間が大変少なくなりましたが、続けて議題の2、2021年度の夏季及び冬期の電力需給の見通しと対策についてということで、事務局より簡潔にご報告をいただければと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

○森本資源エネルギー庁電力供給室長

ちょっと残された時間も短くなってまいりましたので、簡単にご報告をさせていただきたいと思ひます。

2021年度夏季及び冬期の電力需給の見通しと対策についてということでございます。

昨日5月25日、このタスクフォースの親委員会でございます基本政策小委員会での議論、それから取りまとめていただいた内容になってございます。

例年の作業、夏、冬の前に広域機関からの電力需給の見通しの結果、それを踏まえまして、夏季、それから冬期の対策、こういったものをこれまでも取ってきていると、このような流れでございます。

特に、本年につきましても、4月末に広域機関のほうからすでに数字を公表はされていたわけでございますけれども、冬を中心にいたしまして、例年よりも非常に厳しい見通し、こういったものが示されていたところでございます。

そういった中で、梶山経済大臣のほうからも、早急に対策を取りまとめるようにと、こんなようなご指示もいただいているところでございます。こういったようなご指示も踏まえまして、昨日基本政策小委員会のほうでご議論をいただき、取りまとめをいただいて、さらには、それを踏まえまして経済産業省として下記の方針を決定させていただいたと、こんなような流れでございます。

具体的には、ポイント3点になりますけれども、2021年度夏季の電力需給対策、それから21年度、冬までまだ半年ほどございますけれども、冬に向けた供給量確保策の方向性、それから、さらには中期的な構造的対策、こういったものをしっかり取っていくようにと、いったところでの、基本的な考え方のこういった3点で取りまとめをいただいているところでございます。

ページ、ちょっと進んでまいりますけれども、ポイントだけかいつまんでご説明をしたいと思えます。ページ番号6ページ目でございます。各エリアの夏季需給見通しということでございます。

夏季につきましては、これまで関係者、皆さんご存じの数字でございますけれども、供給予備率3%といったところを一つ目安に確認をさせてきていただいております。そういった観点では、今年の夏につきましては、H1需要に対しまして3%以上の予備率、きっちり確保できていると、こんな見通しになってございます。夏季につきましては、予備率3.7%、3.8%中心の数字になっていくということもございまして、対策の内容でございますけれども、ページ13ページ目でございます。夏季の電力需給対策といったところで、3%の確保をできる見通しであるものの、冬の需給逼迫、こういったものをわれわれ経験してきたところでございます。

また、当初はさらに厳しい見通しであったといったところ、これは広域機関のご尽力もございまして、また関係者のご尽力もございまして、予備率3%以上を現時点で確保できているという、こんな状況でございます。こういった状況も踏まえまして、一定程度の対策を取りつつといったところでおまとめをいただいているところでございます。

具体的な内容、下の1、2、3、4といった内容でございます。全体的には、ここ数年と同様の節電要請を行わないものの、無理のない範囲での省エネへの協力を呼び掛け、さらに、発電事業者、小売事業者、関係者には幾つか要請をさせていただくと、こういったような内容で整理をさせていただいております。

続きまして、ちょっとページ、飛ばさせていただきますけれども、この冬の見通しとい

ったところでございます。ページ番号 29 ページ、スライド 29 番のところでございます。各エリアの冬季需給の見通しといったところでございます。

現時点での見通しというところでございますけれども、東京エリアにつきましてはマイナス 0.2%、それから 2 月につきましてはマイナス 0.3%ということで、予備率 3%を大きく下回る水準という形になってございます。そのほかのエリアにつきましても、2 月、中西エリア 3%という形で、ぎりぎり 3%を上回る水準というような状況でございます。こういった厳しい状況も踏まえまして、まだ半年、しばらくございますけれども、一定の供給量確保策を取っていくという方向性、整理をいただいたところでございます。

ページ番号 32 ページでございます。この冬におきましては、これまでも広域機関、それから事業関係者の間で調整を行ってきてございますけれども、引き続き補修機関の調整・追加調整等を行っていくのが 1 つ目の対策の基本的な方向性でございます。さらには小売事業者等関係者に引き続き相対契約、先渡市場等を活用した供給力の確保、さらには自家発電を有する事業者、そういったものに対しても相対契約等には積極的に応じるような要請、こういったものも経済産業省、エネルギー庁のほうからもやっていきたいと考えてございます。

さらには供給力確保というところで、必要な制度的な検討、こういったものも深めていきたいと考えている次第でございます。特に、方向性といたしましては、調整力公募を基本として制度的な検討、特に来月、6 月中には制度的な検討を深めていきたいと、こういうふうに考えている次第でございます。

最後、3 点目でございます。2022 年度以降に向けた構造的対策の基本的な考え方、ページ番号 41 ページでございます。

全体的には厳しい需給見通しになってきているというわけでございますけれども、冒頭のところにも資料、記載をさせていただきましたけれども、自由化以降、火力発電を中心に、供給力の不足といったところが徐々に進んでいき、徐々に供給力の不足というものが顕在化しつつあるのが足元の状況かと承知をしてございます。

このタスクフォースでも、そういったところを見据えて容量市場の検討等を進めてきていただいたわけでございますけれども、そういったものをさらに引き続き継続しつつ、それ以外の措置といったところも検討が必要になってくるという方向で整理をさせていただいてございます。

短期的には、電源の退出を防止、足元必要な予備率を下回るような見通しも見られるような中で、一定の措置、こういったものが必要になってくるのではないかとといったところで、例えば、資源エネルギー庁、国におきましても、休廃止予定の電源をしっかりと把握をしていくということ、こういったものを踏まえつつ具体の対応を含めて検討していきたいと、こういったのが 1 個目の内容でございます。

また、容量市場の導入、こちらにつきましては、本タスクフォースでも半年あまりご議論いただきまして、新しい方向性も整理をいただいていたところでございます。引き続き



こういったものを活用しながら、2024年以降、しっかり供給量を確保していくといったところ、さらには、別のトラックで現在議論をスタートしてございますけれども、電源の新規投資の促進、特に新規の電源の投資、こういったものをどういうふうに活性化していくのか、確保していくのかといったところ、こういったところもすでに大きな論点の一つということで認識をしてございます。

こういった短期、中期、長期に分けて議論を深めていきたいというふうに考えてございます。こういった方向性を踏まえまして、来月以降、また＝親委員会＝の電力基本政策小委員会のほうで必要な議論を深めてまいりたいと考えてございます。

私から報告は以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

昨日の、親部会でございます電力・ガス基本政策小委員会で議論いただいた内容につきましてご紹介いただきました。

それでは、何か皆さん、ご意見、ご質問ありましたらお願いしたいと思います。委員の方、オブザーバーの方、もうどなたでも結構ですので、もしご発言希望されましたら、チャット欄にお書き込みいただきたいと思います。よろしくお願いいいたします。

広域機関の寺島さん、よろしくお願いいいたします。

○寺島電力広域的運営推進機関理事

電力広域機関の寺島です。時間もありませんが、一言だけお話をさせていただければと思います。

今しがた、事務局さんからもご説明いただいたこの夏の電力需給の対策、そして、この21年度の冬に向けた供給力の基本的な考え方につきまして、昨日の基本政策小委員会でご議論いただきましたことを踏まえまして、広域機関としてもしっかりと対応していきたいと考えております。いずれにしても本件は非常に期間の短い話ですので、経済産業省さんや関係事業者さんと連携を取って進めていきたいと思っておりますので、今後も引き続きよろしくお願いいいたします。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、ほかにかがでしょうか。

委員の皆さん、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。特にございませんでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。

先ほど森本さんからお話がありましたように、この話題は、引き続き親委員会の小委員会で検討を深められるものと認識しておりますけれども、森本さんもおっしゃいましたように、容量市場といったような部会で検討しておりますテーマにも直接関係してくるよう

な話題でございますので、引き続き、状況を部会で把握できるように努めてまいりたいというふうに思っております。どうもありがとうございました。

それでは、皆さまのご協力によりまして定刻に終わることができました。ありがとうございました。

次回以降につきまして、事務局のほうから何かありましたらお願いします。

どうもありがとうございました。

それでは、ほかにかがでしょうか。

委員の皆さん、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。特にございませんでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。

先ほど森本さんからお話がありましたように、この話題は、引き続き親委員会の小委員会で検討を深められるものと認識しておりますけれども、森本さんもおっしゃいましたように、容量市場といったような部会で検討しておりますテーマにも直接関係してくるような話題でございますので、引き続き、状況を部会で把握できるように努めてまいりたいというふうに思っております。どうもありがとうございました。

それでは、皆さまのご協力によりまして定刻に終わることができました。ありがとうございました。

次回以降につきまして、事務局のほうから何かありましたらお願いします。

○森本資源エネルギー庁電力供給室長

次回以降につきまして、また日程と詳細が決まり次第ご連絡等させていただきたいと思っております。引き続きよろしくお願いをいたします。

○横山座長

どうもありがとうございました。

### 3. 閉会

○横山座長

それでは、本日はたくさんのご意見を頂きまして本当にありがとうございました。

これをもちまして第51回の制度検討作業部会を終わりにしたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。